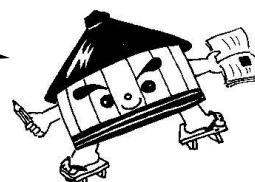


東児中学校いじめ防止基本方針

枯らさないで一人一人の花
～思いやり笑顔あふれる東児中学校～
(令和6年度東児中学校人権スローガン)



はじめに	・・・・・・・・ p2
(1) いじめの未然防止のための取り組みの推進について	・・・・・・・・ p3
①道徳教育の充実による豊かな心の育成	
②体験活動等の推進による社会性の育成	
③児童生徒の主体的な活動の推進	
④情報モラル教育の充実	
⑤児童生徒がストレスを感じない学校づくりの推進	
⑥教職員の資質向上	
⑦家庭や地域・専門機関との連携	
(2) いじめの早期発見の取組の充実について	・・・・・・・・ p4
①教育相談体制の充実	
②校内の情報共有体制の整備	
③保護者や地域への情報提供依頼	
(3) 発生したいじめへの対応について	・・・・・・・・ p4
①いじめ認知時点で	
②事実を明確にする	
③被害児童生徒への支援及び保護者への対応	
④加害児童生徒への指導及び保護者への指導助言	
⑤いじめの構造を意識した集団への指導	
⑥多様な外部人材の活用等による問題解決支援	
(4) いじめに対応する校内組織の編成について	・・・・・・・・ p6

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

また、生徒指導提要（令和4年12月改訂）では、いじめへの対応が大きく強化された。いじめ防止対策推進法や基本方針に基づいて、学校におけるいじめの「積極的な認知」「解消に向けた取組」「重大事態調査の徹底」が明記されており、いじめの未然防止に向けた教育活動としては、生徒がいじめをしない態度を身に付けるよう促す働きかけや、いじめを生まない学校環境づくりの重要性が強調されている。さらに、加害生徒への対応では、背景や抱える課題をアセスメントし、適切な指導方針を定める必要がある。そして、学校単独ではなく、警察・医療・福祉などの関係機関との連携による組織的対応が求められている。

上記内容を受けて、いじめを未然に防止するためには、学校において、「いじめは絶対に許さない」という風土を保ちながら、道德教育の充実や計画的な体験活動、学校行事等の様々な教育活動を総合的に実践し、生徒に望ましい人間関係づくりや社会性の育成に取り組むとともに、規範意識の醸成等も推進していくことが重要であり、学校の組織力を活かして取り組むことが求められる。

そういった取組の中で、教職員は、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうるもの」という危機意識をもち、生徒との望ましい人間関係を構築しながら、心に寄り添った教育相談体制を充実させ、見守り続けることも重要である。

生徒をいじめに向かわせる要因として、「友人関係」と「勉強」という2つのストレスが考えられるが、教職員は、生徒一人一人が、この2つの要因に関して、どのようなストレスを感じているかを、常に把握するように努める必要がある。そうしたストレスを取り除くためには、人間関係づくりを意図的に取り入れた様々な教育活動の中で、コミュニケーション力の向上等の社会性の育成をしたり、特別支援教育の視点に立った授業のユニバーサルデザイン化による「わかる授業」の創造等による学力保障の具体的な取り組みを実施したりしていくことが大切である。

こういった総合的な視点で、生徒が自己有用感を味わいながら、いじめに向かうことなく有意義で充実した学校生活を送ることができるように、保護者や地域と連携をもちながら、教職員が一丸となって組織的に推進することが重要であると考え、本基本方針を策定した。

◆ 本校が行ういじめの防止等に関する取り組み ◆

(1) いじめの未然防止のための取り組みの推進について

本校では教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成していく。

いじめの未然防止のためには、生徒に自己有用感や充実感を感じることのできる学校生活づくりが重要であると考えている。そのためには、道徳教育の推進や積極的な体験活動、学校行事等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等の多角的な教育を計画的・継続的に進めていくことが必要と考えている。

① 道徳教育の充実による豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進していく。「いじめについて考える週間（6月）」や「人権週間（12月）」では、道徳や学活等の時間を使って、いじめ撲滅や身近な人権について、学校をあげて取り組むようにする。

② 体験活動等の推進による社会性の育成

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、集団宿泊体験、職場体験、地域ボランティア活動等の様々な体験活動を推進するとともに、異学年交流等の取り組みを充実させる。

③ 児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを許さない風土を生徒の中から醸成していくため、生徒会活動等の生徒の自治活動を活性化させ、本校の特色でもある『人権の輪（11月）』への取り組みを、生徒会が主体的に取り組めるようにする。20年以上の歴史をもつ「東児中学校 生徒会 人権宣言」は、今後も継続させ、生徒たちがさらに人権意識を高めていくように配慮していく。

④ 情報モラル教育の充実

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組む。そのための指導の時間を、技術科や学級活動の中に、計画的に位置づけるとともに、保護者に対しても、研修会を設けるなどして、携帯電話等のもたらす様々な問題について、啓発を繰り返す。

⑤ 児童生徒がストレスを感じない学校づくりの推進

生徒がいじめへ向かう要因の多くに、個々の抱えるストレスがある。生徒の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考えている。生徒の抱えるストレスは、その大半が「人間関係によるストレス」、「学習に対するストレス」である。

「人間関係によるストレス」を軽減するために、学級活動でソーシャルスキル等の

グループワークに取り組んだり、学級や学年、部活動等の様々な集団において、ストレスを感じない人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組んだりする。また、学習に対するストレスを感じさせないため、「わかる授業」の創造や個別指導等の支援を推進していく。

⑥ 教職員の資質向上

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

また、生徒の行動で気にかかることがあるときには、教職員が互いに声を掛け合い、ケース会を開くなどして、適切かつ迅速に対処するようにする。

⑦ 家庭や地域・専門機関との連携

子どもや保護者の悩みや相談を受け止めることができるように、養護教諭が窓口となって相談を受け付けるようにしている。子どもや保護者のニーズに合わせて、学校で相談を受け付けたり、あるいはスクールカウンセラーや関係機関と連携・協働する体制を構築したりするようにしている。

(2) いじめの早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」そして「いじめの被害者・加害者は大きく入れ替わることがある」という危機意識をもって生徒を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努める。

①教育相談体制の充実

教職員は、適切なカウンセリングマインドをもち、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努める。小さなことでも生徒の変化を感じたら、積極的に声をかけ、早めに教育相談を実施するようにする。

また、定期的な教育相談体制（個人面談の実施等）を充実させたり、いじめに関するアンケート調査を定期的に行ったりするなど、生徒の実態を把握するための取組を積極的に行う。

②校内の情報共有体制の整備

校内での生徒の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、担任だけの判断にとどまらない情報共有と情報を整理しながら、組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図る。

③保護者や地域への情報提供依頼

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供してもらえる機会を捉えて啓発活動を行う。

(3) 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた生徒への支援を最優先

としながら、関係する保護者と連携し、加害生徒への厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努める。

また、該当する生徒だけでなく、学校全体の問題として、全教職員をあげて、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいく。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行う。

＜重大事態と思われるいじめの例＞

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

＜いじめ認知後の基本的な対応の流れ＞

①いじめ認知時点で

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的な対応を行っていく。



②事実を明確にする

本人および関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用いて事実を明確にしていき、保護者に伝えていく。また、重大事態等の事案では、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていく。



③被害児童生徒への支援及び保護者への対応

被害生徒の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築する。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取り組みを、できるだけ明確に被害生徒の保護者に伝え、協力を仰ぐ。



④加害児童生徒への指導及び保護者への指導助言

「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合には、警察との連携により厳しい指導を行うとともに、加害生徒をいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取組を行う。また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳しい指導を依頼する。



⑤いじめの構造を意識した集団への指導

いじめには、「被害生徒」と「加害生徒」という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造がある。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、被害生徒を支えることができる風土を構築していく。



⑥多様な外部人材の活用等による問題解決支援

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えていく。

(4) いじめに対応する校内組織の編成について

本校では、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめの未然防止のための取組や発生したいじめへの組織的かつ迅速な対応を推進していく。この委員会は、校内の教職員だけでなく、必要に応じて外部の関係者にも参画してもらうとともに、教育委員会とも連携しながら運営していく。

<いじめ対策委員会>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

<外部関係者・関係機関との連携>

○教育委員会（すべての事例を報告し、連携をとっていく。）

○児童相談所 ○スクールカウンセラー ・ ○玉野市教育サポートセンター

○生活安全課（深刻ないじめに関しては、警察の協力が必要になってくる。）

***** メモ書き *****